

第六十九号議案

東京都道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年二月十九日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

東京都道路占用料等徴収条例（昭和二十七年東京都条例第百号）の一部を次のように改正する。  
別表法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物の項から令第七条第二号に掲げる工作物の項までを次のように改める。

第一種電柱	四、四〇〇	一、四九〇	二八〇
第二種電柱	六、八〇〇	二、二八〇	四四〇
第三種電柱	九、四〇〇	三、〇八〇	五九〇
第一種電話柱	三、二五〇	一、三二〇	二五〇
第二種電話柱	五、二五〇	二、一四〇	四一〇
第三種電話柱	七、二四〇	二、九一〇	五六〇
その他の柱類	三〇〇	一三〇	二五
共架電線その他上			

一本につき  
一年

法第三十  
二条第一  
項第一号  
に掲げる  
工作物

空に設ける線類	地下電線その他地下に設ける線類	路上に設ける変圧器	地下に設ける変圧器	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	広告塔
長さ一メートルにつき一年	一年	一個につき一年	平方メートルにつき一年	一個につき一年	表示面積一平方メートルにつき一年
四〇	二〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	六、二〇〇	三、八〇〇 一、九〇〇
一三	八	一、三〇〇	七九〇	二、六一〇	八、八〇〇
二	一	二五〇	一五〇	五一〇	二、二一〇

<p>法第三十 二条第一</p>	<p>外径が〇・一五 メートル以上〇・ 二メートル未満の もの</p>	<p>外径が〇・一メー トル以上〇・一五 メートル未満のも の</p>	<p>外径が〇・〇七 メートル以上〇・ 一メートル未満の もの</p>	<p>外径が〇・〇七 メートル未満のも の</p>	<p>その他のもの</p>
<p>長さ一メー</p>					<p>平方メート ルにつき一 年</p>
<p>四〇〇</p>	<p>三〇〇</p>	<p>二〇〇</p>	<p>一四〇</p>	<p>六、二〇〇</p>	
<p>一五〇</p>	<p>一二〇</p>	<p>七九</p>	<p>五五</p>	<p>二、六五〇</p>	
<p>三〇</p>	<p>一一三</p>	<p>一五</p>	<p>一〇</p>	<p>五一〇</p>	

	項第二号 に掲げる 物件				
	外径が〇・二メー トル以上〇・三 メートル未満のも の	外径が〇・三メー トル以上〇・四 メートル未満のも の	外径が〇・四メー トル以上〇・七 メートル未満のも の	外径が〇・七メー トル以上一メー トル未満のもの	外径が一メートル 以上のもの
占用面積一	トルにつき 一年				
	六一〇	八二〇	一、四〇〇	二、〇〇〇	四、〇〇〇
	二三〇	三一〇	五五〇	七九〇	一、五九〇
	四六	六一	一〇〇	一五〇	三〇〇

法第三十二條第一項第三号に掲げる施設 法第三十二條第一項第四号に掲げる施設		地下街及び地下室		階数が一のもの	階数が二のもの	階数が三以上のもの	平方メートルにつき一年	平方メートルにつき一年	六、二〇〇	二、六一〇	五一〇
		地下に設ける通路	上空に設ける通路								
法第三十條第一項第五号に掲げる施設		地下街及び地下室		階数が一のもの	階数が二のもの	階数が三以上のもの	平方メートルにつき一年	平方メートルにつき一年	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額
地下に設ける通路	上空に設ける通路	平方メートルにつき一年	平方メートルにつき一年								
一四、四〇〇	一九、四〇〇	五、九九〇	九、九九〇	二、九九〇	四、九五〇	一、一〇〇	二、九七〇	一、四〇〇	二五〇	六六〇	六六〇

和二十七年 道路法施 行令（昭		法第三十 二条第一 項第六号 に掲げる 施設			その他のもの	
標識	看板（アーチ式 であるものを除 く。）	商品置場その他こ れに類するもの	祭礼、縁日等に際 し、一時的に設け るもの	占用面積一 平方メートル につき一 日	占用面積一 平方メートル につき一 年	占用面積一 平方メートル につき一 年
祭礼、 縁日等	一年 一本につき	表示面積一 平方メートル につき一 年	占用面積一 平方メートル につき一 年	占用面積一 平方メートル につき一 日	六、二〇〇	六、二〇〇
	五、〇〇〇	三八、〇〇〇	四〇、八〇〇	三八〇	一九〇	六、二〇〇
	二、一四〇	八、八〇〇	八、八〇〇	八八		二、六一〇
	四一〇	二、二一〇	二、二一〇	二二		七六〇

年政令第  
四百七十  
九号。以  
下「令」  
という。  
第七條第  
一号に掲  
げる物件

物 令第七條第二号に掲げる工作	アーチ 式工作 物		旗ざお 及び幕	
	その他 のもの	横断す るもの	その他 のもの	に際し、 一時的 に設け るもの
	占用面積一 平方メートル につき一 年	一基につき 一年	占用面積一 平方メートル 又は一本 につき一年	平方メートル 又は一本 につき一日
五、六〇〇	二〇六、四〇〇	四〇八、〇〇〇	四〇、八〇〇	三八〇
	九九、九〇〇	一九九、八〇〇	一九、九〇〇	一九〇
二、六一〇	四四、〇〇〇	八八、〇〇〇	八、八〇〇	八八
五一〇	一一、〇〇〇	二二、一〇〇	二、二一〇	二二

別表令第七條第四号に掲げる工施用施設及び同条第五号に掲げる工施用材料の置場の項中「三七、二〇〇」を「三八、〇〇

〇」に、「一八、〇〇〇」を「一九、九〇〇」に改め、同表令第七条第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる仮設収容施設の項中「四九〇」を「五一〇」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(提案理由)

占用料の額を改定する必要がある。